

平成25年年頭の辞

関東運輸局長

内波 謙一

平成25年年頭にあたり新春のご挨拶を申し上げます。

交通を取り巻く昨今の我が国の経済社会情勢は、国民の価値観の多様化、高度化、地方における過疎化、環境問題の深刻化、少子高齢化、情報化の進展など、大きな変革期にあります。そうした中において、関東運輸局は、関東圏における安全・安心・便利で環境にやさしい交通の実現と観光による地域の活性化を図ることを目的とする行政機関として様々な業務を実施しておりますが、昨年4月には誠に残念なことに管内の関越自動車道において、高速ツアーバスの痛ましい事故が発生しました。関東運輸局として、安全こそが最大の責務であると同時に使命であると考えており、この事故の経験も踏まえて安全対策及び事故防止の徹底に全力を傾注していく所存です。また、一昨年の大震災による被害の復旧、復興は、引き続き我が国全体にとって最重要課題ですが、さらには、この大震災の教訓等を踏まえ、首都直下地震等に備えるため、災害に強い国土・地域づくりを進めていくことも急務となっております。

このため、関東運輸局としては、国民の安全・安心を確保しつつ、経済社会情勢の変化に対応できるよう、「交通の安全・安心の確保」、「公共交通の活性化・再生及び利便性の向上」、「物流の効率化及び国際競争力の向上」、「交通環境対策」、「観光立国の実現」を5つの柱として、国土交通行政を本年も積極的に進めてまいります。

まず、**交通の安全・安心の確保**であります。

安全・安心な交通の確保は、交通政策の基本ですが、特に公共交通は、通勤・通学などの日常生活に欠くことのできない移動手段であり、その安全の確保は、きわめて重要です。

この意味において事業者自らの安全に対する取り組みを向上させることを目的とする運輸安全マネジメントの普及・徹底は、きわめて重要であり、関東運輸局としても昨年7月にモード横断的に連携して評価を推進するための運輸安全推進室を設置するなど、鉄道、自動車、海運の評価対象事業者に対する評価を適切に実施し、本制度が事業者に浸透し、また定着するよう取り組んでまいります。

鉄道分野においては、これまでの評価で行った助言の内容を中心に、事業者自身の取組を支援し、事業規模にあった継続的な改善（スパイラルアップ）が可能な仕組みの構築と制度の定着を促すなど、安全文化を構築・定着させるための環境づくりに取り組んでまいります。

自動車運送分野においては、安全管理規程義務付け事業者に加え、高速ツアーバス、高速乗合バス事業者及び第一当事者となる死亡事故を惹起した事業者等に拡大し、評価を実施しているところですが、昨年的高速ツアーバスの重大事故発生により安全への関心が高まっているところでもあり、本年も引き続き運輸安全マネジメントの更なる浸透を図り、輸送の安全に取り組んでまいります。

海運分野においては、できるだけ早期に管内の評価対象事業者の一巡目の評価を完了させるとともに、二巡目以降の評価を計画的に実施します。また、運輸安全マネジメント制度

の浸透・定着を促進するために、旅客船事業者、屋形船事業者、内航船事業者毎の講習会や研修会を開催します。

鉄道及び軌道に関する安全につきましては、管内の全鉄道事業者等を参集した「保安連絡会議」等の会議を開催し、安全対策の推進と安全意識の高揚を図り、さらには、事故等の情報の共有化を図るため管内事業者へ「保安情報」等を展開するなどの取組も継続して行ってまいります。

鉄道運転事故の約3割を占める踏切事故につきましては、平成27年度までに平成22年度に比べて約1割減少させるため、踏切道の立体交差化や構造改良、除却、踏切保安設備の整備を推進します。また、視覚障害者等のプラットホームからの転落事故を防止するため、地方自治体とも協力してホームドアや内方線付き点字ブロック等の整備を促進します。

自動車運送事業に関しては、関越自動車道の事故も踏まえ、様々な安全対策を実施しておりますが、昨年8月には国土交通省において「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」が設置され、監査の抜本的な見直しについて検討が行われています。すでに昨年10月には見直しの方向性が示され、本年3月には最終的なとりまとめが予定されております。関東運輸局においてもこうした見直し等を踏まえ、輸送の安全を確保するための実効性のある安全対策の取組を進めてまいります。

海上交通の安全につきましては、船舶検査、旅客船・貨物船の運航管理及び労働条件に関する監査を適切に実施するなど、人命及び船舶の安全確保に努めるとともにプレジャーボートや水上オートバイの海難事故が依然として多発していることから、安全運航のための基本的事項の励行について啓発活動や指導に取り組んでまいります。また、管内の港には年間2万4千隻を超える外国船が入港しておりますが、国際条約の基準に適合していない船舶を排除するために、ポートステートコントロール（PSC）を適切に実施し、我が国近海における船舶の安全の確保と海洋環境の保護を図ってまいります。また、油濁損害などの費用を補填する有効な保険を持たない船舶の入港阻止に努めるとともに、関係機関と連携し、テロ対策を実施してまいります。

旅行業につきましては、高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化の一環として、「契約時の書面取引の義務化」、「旅行業者の禁止行為に旅行の安全に係る事項を追加」、「旅行業者による利用者への安全情報提供の義務付け」など実施されたところであり、処分基準についても改正・厳格化されました。こうした制度及び処分基準の改正を踏まえ、旅行業者の業務の適正な運用を確保するべく、旅行業者が遵守すべき各種義務の実施状況を厳正に確認してまいります。

日常生活に欠くことのできない自動車の安全性は、国民の安全・安心の確保においてきわめて重要であります。自動車の検査につきましては、自動車検査独立行政法人と連携を図りながらIT化等による自動車検査の高度化を推進し、不正改造や不正受検を排除するとともに、受検者に対して不合格内容を的確に情報提供するなど、安全・安心の確保と環境保全を更に推進するとともに、質の高い利用者サービスの提供を推進してまいります。

また、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の要因となっている不正改造車の排除、不正軽油燃料の取締り等のため、関係機関との緊密な連携を図り、積極的に街頭検査を実施してまいります。

自動車の登録につきましては、利便性及びサービス向上が実感できる電子政府の実現のため、量産車（型式指定車）の新規登録を対象として、自動車保有関係手続きのワンストップサービスを平成17年12月より導入いたしました。関係者のご協力もいただき着実に利用が進んでいるところですが、今後は、更なる利用率の向上を図るとともに対象地域及び対象手続きの拡大に向けて取り組んでまいります。

自動車点検整備の実施は、自動車の性能を維持し、事故防止やCO₂排出量削減のために不可欠であり、自動車点検整備推進運動や不正改造車を排除する運動を積極的に展開してまいります。また、車両火災事故の中にはエンジンオイルの劣化によって引き起こされるものがあることが確認されており、必要な注意喚起を図ってまいります。

整備事業につきましては、自動車の安全性の確保を図るため、その健全な育成に努めるとともに指定整備制度の信頼を損なうペーパー車検などの悪質な違反行為に対して効果的な監査を実施し、違反行為の早期発見、厳正な行政処分を適切に行ってまいります。

近い将来、首都直下地震、東海・東南海・南海地震等の大規模地震が高い確率で発生することが予想されています。したがって、大規模災害時の対応体制の強化は、関東運輸局にとっても喫緊の課題となっています。このため、昨年7月には安全・防災・危機管理業務を一体的に推進する「関東運輸局運輸安全防災・危機管理業務推進本部」を設置しました。また、平時から関係省庁、自治体、関係事業者等と情報交換や協議を行うことによって密接な関係を構築し、大規模災害発生時における帰宅困難者対策、代替輸送等の実施に必要な連携の強化に努めてまいります。

また、東日本大震災において明らかとなった災害時における支援物資物流の問題点を踏まえ、発災時から時間を経過するとともに変化する支援物資ニーズに対して、多様な関係者間での情報共有・伝達を図り、円滑に物資を届けるなど、支援物資物流全体の円滑化・最適化を実現するための検討を関係者とともに進めてまいります。

続きまして、2本目の柱は、**公共交通の活性化・再生及び利便性の向上**であります。

地域の公共交通を取り巻く環境は、厳しさを増しておりますが、生活交通の確保は極めて重要であり、CO₂の排出削減や高齢者の移動手段の確保の観点からも、公共交通の確保・維持を図ることが必要となっています。このため、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業」を創設したところですが、引き続き、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供されるよう、必要な支援を行ってまいります。

関東運輸局では、地域が主体的に実践する先進的・独創的な取組みを中心となって推進している方を「地域公共交通マイスター」として平成23年から任命しています。地域公共交通の活性化に関し、知識、経験、熱意を有するマイスターにおかれては、自らの取組みから得られた知識等をあらゆる機会を利用して発信していただきたいと考えておりますが、関東運輸局も、自治体、交通事業者等と協力しながら、関係部局が一丸となって、必要な情報の発信に努めるとともに、地域公共交通の活性化に関する地域の取組に対して最大限の支援を行ってまいります。

鉄道の活性化につきましては、経営環境が厳しい地域鉄道事業者が行う安全な輸送の維持のために必要な設備の整備等に対する支援を行うほか、駅等の利用者の利便性向上に資

するバリアフリー設備や子育て支援施設等に対する支援を行うことにより、鉄道の安全性の向上と駅等利用者の利便性向上を図ってまいります。

バス事業につきましては、経営環境が引き続き厳しい状況にある中、BRT（Bus Rapid Transit）やコミュニティバス、デマンド交通の導入など、地域の創意工夫ある取組を総合的に支援してまいります。

タクシー事業につきましては、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき、平成24年9月に関東運輸局管内27の特定地域のうち、指定期間満了を迎えた25地域が再指定を受け、1地域が新たに指定を受けました。今後も引き続き、特定地域においてタクシー事業の収益基盤や労働条件の改善のための措置が円滑に図られ、タクシー事業が地域公共交通としての機能を十分に発揮し、利用者利便の向上に資するよう適正化・活性化の推進を図ってまいります。

また、平成22年10月の東京国際空港（羽田空港）再拡張及び国際定期便の就航に合わせ、空港への交通アクセス（鉄道・モノレール、バス、タクシー、レンタカー）の利便性・快適性の向上や深夜早朝時間帯の航空機の発着に対応した交通手段の確保に関する対策を関係者と共に行っており、引き続き、関係者と連携を図りながら、さらなる空港利用者の利便性向上が図られるよう努めてまいります。

海上旅客輸送につきましては、高速道路通行料金の動向等の様々な要因により厳しい経営環境におかれている旅客船事業の競争力の確保・活性化を図るため、「海上交通の低炭素化等総合事業」を実施し、競争力向上及び緊急災害時への輸送ネットワークの確保に資するため海上交通の体質強化を図ってまいります。

さらに離島航路については、「地域公共交通確保維持改善事業」を推進し、関係自治体、航路事業者、利用者代表等幅広い関係者により構成する「東京都離島航路地域協議会」において「離島航路確保維持計画」の策定を行い、今後とも離島航路の維持・改善に努め、島民の生活の足の確保と離島観光振興に取り組んでまいります。

公共交通機関等のバリアフリー化につきましては、平成23年3月に改正された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における新たな整備目標の達成に向けて、取り組んでまいります。具体的には、バリアフリー基本構想策定セミナー等を通じた、情報提供・共有を図るとともに、より一体的・連続的に公共交通機関におけるバリアフリー化の推進を支援してまいります。

さらに、ソフト対策として、「こころのバリアフリー」ガイドブック（教師用解説書）を有効活用するとともにバリアフリー教室を積極的に開催し、先生自らが生徒に対して心のバリアフリーの必要性・重要性を伝えていく体制を構築するなど、裾野の広がる取り組みを行ってまいります。

3つめの柱は、**物流の効率化及び国際競争力の向上**であります。

物流総合効率化法に基づき、高速道路等の社会資本の整備と連携し、荷主ニーズに対応する高度化した機能を有する物流施設の整備を促進することにより、物流の効率化及び環境負荷の軽減を図ってまいります。

また、「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」において契約の書面化や燃料サーチャージ制の導入を推進し、荷主、元請・下請け事業者等関係者のパートナーシップの構築、適正取引の推進を図るなど、我が国の経済活動と国民の生活にとってなくてはならないトラック業界における諸問題の解決に向けて引き続き取り組んでまいります。

内航海運は、輸送効率が高く環境面に優れる我が国製造産業に欠くべからざる基幹的な輸送機関のひとつであり、現在、内航海運暫定措置事業の解消に向けた取り組みを関係者のご理解とご協力の下に推進しています。また、昨今の厳しい社会・経済情勢も視野に、地球環境に優しい船舶の建造促進という観点から税制及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の共有建造制度を活用していただくとともに、船舶管理業務の効率化、顕著な内航船員の高齢化・船員不足対策としての若年船員確保推進事業といった諸施策により、内航海運の活性化を図ってまいります。

国際コンテナ戦略港湾である京浜港の国際競争力向上につきましては、関東地方整備局と連携の上、「京浜港物流高度化推進協議会」の行動計画に基づき、内航フィーダー輸送による海上コンテナの京浜港への集荷力強化、インランドポート（デポ）の整備と活用、臨港地区の交通渋滞緩和やCO₂排出削減につながる東京湾における海上コンテナのバージ輸送の拡充の取組等を通じて、国内ハブ機能強化を目指した取り組みを推進してまいります。

4つめの柱は、**交通環境対策**であります。

地球温暖化は、異常気象、海面の上昇、生態系の異変などの気候変動をもたらすなど、国民生活全般に多大なる影響を及ぼすものであります。

関東運輸局では、運輸部門における地球温暖化問題や地域的な環境問題への対策を総合的かつ計画的に推進するため、「関東運輸局環境対策アクションプラン」を策定し、このアクションプランに示された環境対策への取組や施策に基づいて、目標達成に向け積極的に取り組んでまいります。

具体的には、地球温暖化対策として低炭素社会づくりの推進による自動車交通需要の抑制、エコ通勤の推進による自家用車通勤の抑制や公共交通機関の利用促進、低公害車の普及促進及び交通エコロジー教室等の開催により環境意識の普及・啓発を図るとともに、地域的な環境対策として船舶による油濁汚染事故、プレジャーボート不法投棄の防止等の海洋汚染問題対策にも取り組んでまいります。

また、温室効果ガスの削減による地球温暖化の防止並びに低炭素型の物流体系の構築を図るため、荷主企業、物流事業者、物流に係る多様な関係者によるモーダルシフト等の推進を図る事業取組に対して、経費の一部を補助し、物流の効率化、CO₂排出原単位の小きい輸送手段への転換を図ってまいります。

さらには、グリーン物流パートナーシップの推進を図るため、「関東グリーン物流パートナーシップ推進セミナー」にて取り組み事例を紹介するなど、荷主と物流事業者、物流関係団体、関係行政機関との連携・協働を促進し、鉄道・海運の利便性向上といった輸送モード別の対策やトラック輸送の共同化・大型化による積載効率向上など物流システムの改善に向けた取り組みを支援してまいります。

また、東日本大震災を契機として、エネルギー需給の変化に伴い、国民のエネルギー利

用や地球環境問題に関する意識が高まっている中、低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進することが重要な課題となっています。このような背景のもと、昨年9月には「都市の低炭素化の促進に関する法律」が公布されました。関東運輸局といたしましては、電気バスや超小型モビリティ等の安全な環境対応車の普及を図ってまいります。

5本目の柱は、**観光立国の実現**であります。

我が国の経済を活性化していくためには、観光の振興は、是非とも実現しなくてはならない課題です。しかしながら、東日本大震災から2年近くが経過しようとしておりますが、管内では外国人観光客数が未だ震災前の水準に達していない地域があるなど、まだまだ風評被害等の影響が残っています。したがって、震災からの観光復興・振興支援を観光庁と一体となり進めているところであります。

特に関東地域は、我が国政治経済文化の中心であって豊富な観光資源にも恵まれており、観光立国の牽引役を果たしていくことが期待されています。このため、関東運輸局といたしましては、産官学が一体となって関東全体の観光振興を推進していく体制を整備していくことが重要であると考えており、管内各都県の自治体をはじめ、観光関連団体、観光協会、交通事業者等の参加も得て「関東観光推進会議」を設置し、意見交換や情報交換を行ってまいりました。また、昨年12月には、同会議主催による「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の招致による観光振興について」をテーマにシンポジウムを開催し、官民が連携してオリンピック招致活動を展開していくこととしました。また、同会議の提案により平成23年7月には関東観光情報ポータルサイト「関東の旅」が開設されていますが、このサイトを昨年12月に全面的にリニューアルするなど、関東全体に係る観光振興を関係者と連携しながら積極的に進めております。

さらに関東観光推進会議のメンバーでもある関東運輸局、関東地方整備局、関東農政局、関東経済産業局、関東地方環境事務所は、「観光立国推進関東地区省庁連絡会議」を設置し、「観光地域づくり合同説明会」を開催するなど、関係省庁と相互に連携して地域の自治体の取り組みを支援しております。

訪日外国人旅行者の誘致につきましては、「ビジット・ジャパン地方連携事業」として、海外メディア及び旅行会社の招請事業等を関東管内で実施し、自治体や民間事業者との連携のもと、日本への旅行促進のための魅力的な情報の提供や旅行商品の販売促進に努めております。

また、「訪日外国人旅行者の受入環境整備事業」として、外国人旅行者の方々が安心して快適に移動・滞在・観光することができる環境を提供することにより、外国人旅行者の満足度を高め、リピーターの増加を図るため、外国人旅行者が数多く訪れている地域又は増加が見込まれる地域をそれぞれ戦略拠点、地方拠点として選定し、受入環境の向上に資する事業を実施しております。

さらに、日本在住の外国人留学生を管内の観光地に派遣し、外国人観光客に対する受入環境の整備状況をチェックしてもらうとともに、留学生自身が実際に見た観光地の状況を留学生の母国語によるブログやツイッターで情報発信していただく「受入環境整備サポーター派遣事業」を管内各地で実施しています。

一方、国内の観光に目を向けますと、関東地方における観光需要は減少傾向であり、地域経済自体も依然として厳しい状況にあります。このような状況の中、国内観光の復興に向け、「観光まちづくりコンサルティング事業」として管内の重点支援地域に対して地域の意向等を踏まえつつ、地域資源の発掘、魅力の増進、旅行商品化に向けた具体的な検討、提案等を行いながら、国際競争力のある観光地づくりの推進にむけた施策を展開しております。

また、「観光圏整備事業」として、2泊3日以上滞る滞在型観光による「住んでよし、訪れてよし」の広域的な観光圏づくりを進めておりますが、関東では、富士山・富士五湖観光圏、南房総地域観光圏、水戸ひたち観光圏、日光観光圏、八ヶ岳観光圏及び箱根・湯河原・熱海・あしがら観光圏がすでに認定されております。今後は、地域独自の「ブランド」の確立を通じた日本の顔となる観光地域の創出に向け、引き続き支援してまいります。

以上、新しい年を迎えるにあたり、関東運輸局における施策、所信の一端を申し上げましたが、これらの実効性を高めるためには、自治体、交通観光事業者をはじめとする関係者と一体となった取り組みが不可欠であり、今後とも、関東運輸局の行政の推進に関し、皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の新年のご挨拶とさせていただきます。